

2020年10月1日から予防接種の間隔の制限が緩和されました

これまで生ワクチン接種後、次回のワクチンまで27日以上の間隔が、不活化ワクチンなら同6日以上必要でしたが、定期接種実施要項の改正に伴い、2020年10月1日からその制限が緩和され、注射の生ワクチン間のみ27日以上空け、その他のワクチン間の間隔制限がなくなりました。ただし、それぞれのワクチンは規定通りの間隔で行う必要があります。概ね今まで通りでいいです。

堺市の場合、BCGだけ集団接種で、四種混合3回目とBCGが近い巡りで日程調整が必要でしたが、法改正で当日でもできることになります(9月30日までは同じ施設内でないと四種混合3回目とBCGの同時接種は認められていませんでしたが=つまり不可能でしたが、10月1日からは午前にかかりつけで四種混合3回目を接種して、同日の午後に保健センターでBCGの集団接種を受けてもいいことになります)。

現行と変更後の接種間隔のイメージ図を掲載します。

出典:厚生労働省HP『「予防接種法第5条第1項の規定による予防接種の実施について」の一部改正について 健発0204第5号 令和2年2月4日』、同『定期接種実施要領(抄) 新旧対照表』

改正前

<異なるワクチンの接種間隔>



- ※ 特に医師が認めた場合、同時接種は行うことができる。
- ※ 小児肺炎球菌やロタワクチンなど同一ワクチンを複数回接種する必要がある場合、接種間隔の制限は添付文書に従うこと。

改正後(10月1日から)

<異なるワクチンの接種間隔>



- ※ 特に医師が認めた場合、同時接種は行うことができる。
- ※ 小児肺炎球菌やロタワクチンなど同一ワクチンを複数回接種する必要がある場合、接種間隔の制限は添付文書に従うこと。

出典:厚生労働省 HP『第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 2019(令和元)年12月23日 資料2』